一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市美馬町字入倉八一三の一から八一三の三まで、八一五から八一七まで、八一八の一、八一九の一、八一九の三、八二〇、八六六の一から八六六の三まで、字立見山二〇〇の三、二〇七、二一〇の二、二一一の一、二一四の一、二一四の二、二一六、二一九、字芋谷一から三まで、四の一から四の三まで、五から一三まで、三四の一、三四の二、三五の一、三五の二、三六の一から三六の三まで、三七、三八の一、三八の二、三九の一、三九の二、字大窪一一の一、一一の二、一二の一、一二の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年十月二十二日
　　農林水産大臣　西川　公也
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
　平成七年三月八日農林水産省告示第三百七十一号（二に係るものに限る。）、平成十年六月十一日農林水産省告示第九百三十四号（三に係るものに限る。）、平成七年九月二十一日農林水産省告示第千五百二十五号（一に係るものに限る。）、平成七年九月二十二日農林水産省告示第千五百三十五号（二に係るものに限る。）、平成十年十一月十九日農林水産省告示第千七百六十三号（五に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年十月二十二日
　　農林水産大臣　西川　公也
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市美馬町字入倉五三〇の一、五三〇の二、五八六、五九〇の一、五九〇の二、五九一の一、五九一の二、五九二の一、五九二の二、字梅ケ久保二五の三、二五の四、六四の一から六四の三まで、六五、六六の一、六六の二、七四の一から七四の三まで、字北土ケ久保一、二の一、二の二、三、四、五の一、五の二、六から九まで、一〇の一から一〇の四まで、一一、三三の一、三三の八、字瀧ノ宮三七の一、三七の三、三七の五、三九の一、三九の五、字鍋倉一の一から一の四まで、二の一、六、一六、一七の一、三四の一、三五の一、三五の三、三六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字入倉五三〇の一、五三〇の二、五八六、五九〇の一、五九〇の二、五九一の一、五九一の二、字北土ケ久保一、二の一、二の二、三、四、五の一、五の二、六から九まで、一〇の一から一〇の四まで、一一、三三の一、三三の八
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年十月二十二日
　　農林水産大臣　西川　公也
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市美馬町字家前二三の一、二四、二八の一、字入倉六九の一、字切久保四四、一五五、一五六、一五七の一、字立見山一七二、一七三、一七四の一、一七四の二、一七四の五、一八八の三、一九〇、字中山一五の二、一六の一、一九の一、字前坂一五の一、字道ノ下二四の二、二四の三、二六の二、二八から三一まで、三三の一から三三の三まで、三六の一、三六の二、三七の一、三七の二、三八の一、三八の二、字宮ノ岡七、一〇、一一、一二の一、一二の二、三〇
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年十月二十二日
　　農林水産大臣　西川　公也
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市美馬町字池ノ浦九一の一、字後谷五一、五二、字梅ケ久保六一、六二、六三の三、七七の一、字岡三七〇の一、字切久保二一九、二二〇、二三〇の二、字丈寄三三〇の一、三三〇の三から三三〇の五まで、字立見山一五〇の一、一五〇の二、一八五、字露口三三九、三四〇の一、三四〇の二、三四〇の三、三四一の一、三四一の二、字東筋一二の二、一三の一から一三の三まで、字藤宇五六の二、字坊僧九九の一、字里平野五四の二、字花瀬四の一、四の三、九の一、字嫁坂一九の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字池ノ浦九一の一、字後谷五一、五二、字梅ケ久保六一、六二、六三の三、七七の一、字岡三七〇の一、字切久保二一九、二二〇、二三〇の二、字丈寄三三〇の一、三三〇の三から三三〇の五まで、字立見山一五〇の一、一五〇の二、一八五、字露口三三九、三四〇の一、三四〇の二、三四〇の三、三四一の一、三四一の二、字東筋一二の二、一三の一から一三の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字藤宇五六の二、字坊僧九九の一、字里平野五四の二、字花瀬四の一、四の三、九の一、字嫁坂一九の二（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年十月二十二日
　　農林水産大臣　西川　公也